

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和4年度】

※ 1 ～ 6 , 9 : 施設所管課記入, 7 : 指定管理者記入, 8 : 指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	公益財団法人 古川体育協会
施設所管課	教育委員会地域交流センター

1. 施設名

施設名	大崎市古川総合体育館, 大崎市古川武道館及び大崎市古川屋内運動場	施設の住所 電話番号	大崎市古川旭四丁目 5 番 2 号 0229-24-0511
-----	----------------------------------	---------------	-----------------------------------

2. 施設の概要

設置年月日	昭和56年11月30日	設置条例等	大崎市体育施設条例
設置目的	スポーツの振興及び普及を図り, 市民の健全な発達と福祉の増進に資するため		
施設の内容	○総合体育館 鉄筋コンクリート 1 部2階建 5,183.21㎡ 競技場, トレーニング室等 ○武道館 鉄筋コンクリート平屋 1,001.07㎡ 柔道場, 剣道場, 会議室等 ○室内運動場 1,215.55㎡ 運動場等		
利用料金	別紙のとおり		
開 館 日 開館時間	休館日 月曜日 12月29日から1月3日まで 開館時間 午前9時から午後9時まで		

3. これまでの管理運営状況

期間	管理形態		管理受託者又は指定管理者等
昭和56年度～平成 6年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	1	旧古川市
平成 7年度～平成17年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	2	(財) 古川市体育協会 (一部)
平成18年度～平成22年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	3	(財) 古川体育協会
平成23年度～平成27年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	3	(公財) 古川体育協会
平成28年度～令和2年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	3	(公財) 古川体育協会
令和3年度～令和7年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	3	(公財) 古川体育協会

4. 現指定管理者の指定期間等

指定期間	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日 (5年 ヶ月)
選定方法	公募 (応募者数: 団体) ・ 非公募

5. 指定管理料

令和4年度（ア）	令和3年度（イ）	（ア）－（イ）
34,300千円	35,342千円	-1,042千円

※（ア）は当該年度，（イ）は前年度とし，それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業（業務）： 1 スポーツ振興に係る各種事業の実施 2 スポーツ行政等への協力業務 3 利用許可，取消し等に関する業務並びに利用料金の徴収，減免及び返還に関する業務 4 施設及び設備の維持管理に関する業務
自主事業：

7. 利用実績等

（1）利用者数

（上段（個人）人，下段（貸切）件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和3年度	1,313	1,328	1,193	1,480	1,357	624	1,363	1,279	1,197	1,281	1,140	1,610	15,165
	70	62	58	63	61	41	77	68	64	62	60	79	765
令和4年度	1,267	1,321	1,446	1,584	1,435	1,467	1,588	1,100	1,142	1,374	1,407	2,119	17,250
	73	88	67	73	66	74	75	61	63	60	68	79	847
主な増減要因	新型コロナウイルス感染拡大により，各種大会の中止あるいは規模縮小などがあったもののコロナ感染対策の緩和策や利用団体の創意工夫により年度を通して利用の拡大が図られた。結果として前年度よりも利用者及び利用団体数が増加した。 コロナ感染前の年度程度までの回復には至っていないが，着実に回復傾向がみられる。												

※上段に前年度実績を記載し，下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し，自主事業による人数・件数は記載しないこと。

※2段書の上段は個人，下段は貸切利用の数値となっています。

（2）利用料金収入

（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和3年度	109	110	99	122	110	51	107	107	99	105	97	126	1,242
	318	369	438	259	182	482	544	697	493	348	260	360	4,750
令和4年度	101	104	115	122	112	117	123	91	90	104	109	156	1,344
	376	608	464	484	351	467	507	1094	820	364	338	390	6,263
主な増減要因	前年度に比較して，増収となりコロナ感染前に比較しても増収となった。最大の要因は，フットサルの2部リーグの試合が昨年10月と11月に2試合行われたことにより約100万円の利用料金収入が得られた。また，スポーツ利用以外で会議室が年間を通じて利用されたことが収入を押し上げた。これを除けば施設の利用はやや回復したものの，新型コロナウイルス感染拡大により全期間を通じて団体，個人共にコロナ前の利用料金収入までには回復していない。 減免割合は，減免対象団体（特に市やスポ少など100%減免団体）の利用が前年度より大幅に増加したことから前年に比較し11.6%増の54.6%となり過去5年間で最大となった。なお，減免前の利用料金収入は約16,737千円であった。												

※上段に前年度実績を記載し，下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し，自主事業による収入は記載しないこと。

※2段書の上段に個人，下段に貸切利用の数値を記載しています。

(3) サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取り組み

令和4年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染防止に重点を置き、安全安心な施設運営に力を注いだ。大崎市等から示された感染防止基準に従い、検温、手指消毒の指導、換気の徹底、一定時間清掃時間を設けるなど利用者の安全確保に努めた。

年度当初において大崎市・高体連・中体連と公式大会の年間日程調整を図ったり、利用団体と調整会議を実施し、施設の効率的な利用に努めた。年度を通して一部大会等の中止があったものの前年度までのように開館中止や利用制限なども大幅に緩和されたことで利用状況の改善が見られた。

トレーニング室のトレッドミルやバイクなどの機器を一部新規リースして利用促進に努めたほか、利用後のこまめな清掃・消毒、機器の修繕と間仕切りによる安全確保など利用環境の改善に努めた。

施設の維持管理については、故障した武道館のエアコン取替工事や利用者から要望が出されていた卓球台、テニスネットなどのスポーツ用具の更新を実施したり、小規模修繕が必要なものについては、速やかに修繕を実施した。

サービス向上の取り組みとしては、新型コロナウイルス感染防止対策に加えて、けがや事故につながる箇所の巡回を強化し、安全な利用環境に努めるとともに敷地内の環境美化を徹底した。また、スタッフによるあいさつの徹底や親切な案内で利用者が快適に利用できる施設になるよう努力した。

各種スポーツ教室は、新たにピラティスとヨガ2コースを加え、20教室で延1,239回開催し、参加者は前年より518人多い8,358となり、コロナ禍においても市民の体力向上に寄与した。

これからも大崎市民のため「生涯にわたり楽しさと感動にあふれるスポーツ社会の実現」に向けての利用しやすい環境の整備に努めていく。

(4) 施設利用者の主な声やその対応状況

施設内にアンケート箱を設置し、利用者からの要望を聞いている。施設の冷暖房の設置要望、雨漏れの改善、アリーナの床や壁の張替えなど様々な要望が寄せられている。

各種競技団体からは、アリーナの床の張替え、壁の修理、照明のLED化など施設に関するものや、卓球台、テニスやバレーボールの支柱とネットの更新など設備に関する要望が出ている。令和5年度において総合体育館の大規模改修が行われる予定で、要望されている修繕箇所のほとんどが改善されることを伝えるとともに、館内に大規模改修が実施されることと利用不可期間があることを掲示してお知らせしている。また、要望の多かった卓球台やテニスネットの交換や故障していた武道館エアコンの取替工事を実施した。

なお、令和4年度に市により武道館と屋内運動場及び屋外街灯のLED化が実施され、明るくなったと利用者に感謝されている。

(5) 施設の管理運営における課題

大きな課題は、体育館が建築後42年、武道館は43年が経過し、施設の老朽化への対応である。令和5年度において総合体育館の大規模改修が実施される予定であり、体育協会加盟単位協会はもとより体育館利用者および利用団体の期待は非常に大きなものがある。このことから大規模改修に当たっては、指定管理者と綿密な打ち合わせを行うことを希望するし、必要に応じ利用競技団体との調整会議なども開催していただきたい。また、施設がリニューアルされ照明灯のLED化や冷暖房装置の設置、電光掲示板の更新なども実施されることから、利用料金の見直しなども必要である。

なお、大規模改修に含まれない武道館の雨漏れや床の張り替え、屋内運動場のシャッター修理、会議用機の更新などが残されているし、体育館敷地内の立木の伐採も急務となっている。

管理にあたっては、引き続き新型コロナウイルス感染症が感染法上5類に移行したとはいえウイルスが消滅したわけではないので、防止対策の万全を期しながら、施設内巡回、清掃の実施により、清潔で安全な施設となるように努める。

施設の老朽化に伴う修繕については、これまで通り小規模修繕をこまめに実施していく。

トレーニング室は、市民の要望を取り入れながら機器を入れ替えるなど利用しやすい環境づくりに努めているが、利用料金の見直しが課題となっている。

経営面では、施設の大規模改修などを見据えながら、大規模大会の誘致や新規教室事業の開設などに務め、収入の増加を図っていく必要がある。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
1 施設全般の管理運営に関する業務			
(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録（業務日誌等）を適切に整備、保管している。	○	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	◎	◎
2 利用者に関する業務			
(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取り組みを行っている。	○	○
3 事業の実施			
(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○
4 個人情報の取扱い			
(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取り扱っている。	○	○
5 管理運営業務の収支等			
(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	◎	◎
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取り組みを行っている。	○	○
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	○	○

【評価の考え方】

評価	評価の考え方
◎ (優 良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良 好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

※該当しない項目については、「－」を記入してください。

9. 施設所管課の総合評価

本施設は、昭和56年の設置以降、数々の大きなスポーツ大会やイベント会場として使用されてきた。指定管理以降も、体育協会としての豊富な知識や経験をもとに、利用者の安全安心に配慮しながら、施設の適切な維持管理を行うとともに、市のスポーツ振興に多大に貢献するなど、総合的に良好な管理が行われている。

運営面では、年度当初に市・高体連・中体連との年間日程調整や利用団体との調整会議を実施することで施設の効率的な利用に努めていること、また施設内の換気や消毒等の感染対策の徹底を行いながら、ヨガやピラティスなどの新規教室の開催などにより新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ利用者がピーク時の8割程度まで回復してきていること、フットサルの2部リーグが開催されるなど経理の状況も増収していることは評価できる。

管理面では、日常的な清掃により利用者が使いやすい環境美化に努めるとともに、こまめな点検を実施して小規模な修繕や施設の状態把握に努めている。

今後も市のスポーツ行政の推進に向け、地域利用団体との連携や各種大会の誘致など、多くの市民が安全安心にスポーツを楽しむことができる施設としての運営管理を期待する。